

東京高等裁判所 令和●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権確認、供託金還付請求権取立権  
確認反訴請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年9月30日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成●●年（○○）第●●号、令和元  
年12月6日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-32））

## 判 決

控訴人	株式会社X
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	檜山 公彦
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	川端 裕子
同	大岡 仁
同	茂泉 尚子
同	小林 徹
同	八野 沙絵

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中主文第2項の原判決別紙供託金目録3記載の供託金に関する部分以外の部分を次の  
とおり変更する。
- 2 控訴人と被控訴人との間において、原判決別紙供託金目録1記載の供託金につき、控訴人が  
還付請求権を有することを確認する。
- 3 控訴人と被控訴人との間において、原判決別紙供託金目録2記載の供託金のうち500万円  
につき、控訴人が還付請求権を有することを確認する。
- 4 控訴人と被控訴人との間において、原判決別紙供託金目録2記載の供託金のうち188万6  
121円につき、被控訴人が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 5 上記1の部分に係る被控訴人のその余の反訴の各請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要

- 1 控訴人は、有限会社B（以下「滞納会社」という。）から、滞納会社の原判決別紙供託金目  
録1及び2記載の各供託者に対する各債権（ただし、同目録1記載の供託金に係るものについ  
ては全額、同目録2記載の供託金に係るものについては500万円に満つるまで）を譲り受け

たものの、滞納会社が他の複数の者にもこれらの各債権を含む上記の各供託者に対する各債権を譲渡したことから、同目録1ないし3記載の各供託がされたところ、東京国税局長は、滞納会社が納付すべき国税等の滞納処分として、これらの各供託金（ただし、同目録1記載の供託金については、そのうちの運送委託契約に基づく債権に係る20万5200円）の還付の請求権を差し押さえた。本件の原審において、上記の各供託金に係る被供託者の一人である控訴人は、本訴として、控訴人に対する上記の各譲渡が上記の各差押えに優先する旨を主張して、同目録1記載の供託金の全額及び同目録2記載の供託金のうち500万円について各還付の請求権を有することの確認を求め、被控訴人は、反訴として、控訴人が譲り受けた各債権のうち東京国税局長による差押えに係るものにはいわゆる譲渡禁止特約が付されており、滞納会社の控訴人に対するそれらの各債権の譲渡はいずれも無効である等と主張して、同目録1ないし3記載の各供託金（ただし、同目録1記載の供託金については、上記の運送委託契約に基づく債権に係るもの）の還付の請求権につき取立権を有することの確認を求めた。

原審は、控訴人の本訴の各請求について、同目録1記載の供託金のうち被控訴人による差押えに係る運送委託契約に基づく債権に係るものを除く34万9038円について控訴人が還付の請求権を有することを確認し、その余をいずれも棄却し、被控訴人の反訴の各請求をいずれも認容したところ、控訴人が控訴を提起した。なお、控訴人は、当審において、原判決主文第2項中被控訴人が同目録3記載の供託金の還付の請求権につき取立権を有することを確認した部分については不服を申し立てていない。

2 争いのない事実等及び争点（これに関する当事者の主張を含む。）は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の主な補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、原判決別紙供託金目録3記載の供託金に関する部分は、事情として引用するものである。）

- (1) 原判決3頁21行目の「本件売買基本契約の」の次に、「5条には、売買代金は毎月末締切で翌月末日までに支払うことが定められ、同契約の」を、同行目の「滞納会社が、」の次に「本件売買基本契約の定めに違反したとき、」をそれぞれ加え、同頁22行目の「認められるとき」を「認められる相当の事由があるとき」に改める。
- (2) 原判決4頁5行目の「滞納会社が、」の次に「事前に書面による相手方の同意を得た場合を除いて、」を加える。
- (3) 原判決5頁16行目の「原告は、」を「控訴人は、滞納会社が平成29年4月末日に支払うべき売買代金（588万0277円）を支払わず（甲3の2）、」に、同行目の「発生したことから、」を「発生したとして、」に、同頁17行目の「C社」から同頁19行目の「までにつき、」までを「C社に対し、100万円を限度として、滞納会社がC社に対して有する同日以降に支払期日の到来する一切の運送料債権を」に、同頁20行目の「D社」から同頁22行目の「までにつき、」までを「D社に対し、500万円を限度として、滞納会社がD社に対して有する同日以降に支払期日の到来する一切の運送料債権を」に、同頁23行目の「以下、」から同頁26行目の末尾までを「以下、C社に対する上記の通知を「本件通知1」と、D社に対する上記の通知を「本件通知2」という。）」にそれぞれ改める。
- (4) 原判決6頁4行目の「C社に対しては、」を「C社に対し、」に、同頁5行目から同頁6行目までの「今後発生する売掛債権につき、」を「今後発生する売掛債権を」に、同頁7行目の「D社に対しては、」を「D社に対し、」に、同頁8行目の「今後発生する売掛債権につ

き、」を「今後発生する売掛債権を」に、同頁12行目の「C社に対しては、」を「C社に対し、」に、同頁13行目の「全額につき、」を「全額を」に、同頁14行目の「D社に対しては、」を「D社に対し、」に、同頁15行目から16行目までの「全額につき、」を「全額を」に、同頁19行目の「C社に対しては、」を「C社に対し、」に、同頁21行目の「全額につき、」を「全額を」に、同頁22行目の「D社に対しては、」を「D社に対し、」に、同頁24行目の「全額につき、」を「全額を」にそれぞれ改める。

(5) 原判決7頁6行目の「負っていたところ」を「負っていたことから、」に、同行目から同頁7行目までの「債権者不確知を原因として」を「債務者の過失なくして真の債権者を確知することができないとして（供託の原因とされるこうした事情について、以下「債務者不確知を原因として」という。）」に、同頁12行目の「反対債権を相殺した」を「反対債権と対当額について相殺をし、その残額として」に、同頁13行目の「負っていたところ、」を「負っていたことから、」に、同頁19行目の「反対債権を相殺した」を「反対債権と対当額について相殺をし、その残額として」に、同頁20行目の「負っていたところ、」を「負っていたことから、」にそれぞれ改める。

(6) 原判決8頁2行目及び同頁9行目の各「滞納国税」の次に「等」をそれぞれ加え、同頁12行目の「本件債権譲渡1及び2」を「控訴人が本件譲渡契約1及び2により譲り受けた各運送料債権」に、同頁19行目及び同9頁1行目の各「これを」をいずれも「上記滞納国税等を」にそれぞれ改める。

(7) 原判決10頁14行目から同頁15行目までの「I支店長、Jら」を「I支店長及びJ」に改め、同12頁16行目の「締結に当たり、」を「締結前である平成27年10月16日、控訴人の担当従業員であるS（以下「S」という。）と共に滞納会社を訪問し、」に改め、同頁18行目の「対する」の次に「各」を加える。

### 3 当審における当事者の主な補充主張

#### (1) 控訴人の主張

ア 原判決においてJがK社長に対して譲渡禁止特約が付されたかを確認した事実及びK社長から譲渡禁止特約がないとの回答を得た事実が認められないと判断されたことについて

原判決には、次のとおりの理由で、事実誤認がある。

(ア) 滞納会社は、本件譲渡契約1及び2を締結した平成27年10月当時、運送会社としての企業存続に必要不可欠である燃料の供給を控訴人に依存していたにもかかわらず、控訴人への売掛債務の弁済が困難であった。控訴人は、同月13日、滞納会社に対し、滞納会社が有する運送料債権を担保とすることが支払猶予及び取引継続の条件である旨を宣告した。

Jは、それまで譲渡禁止特約が付された債権を譲り受けた経験がなく、以前から、債権譲渡契約を締結する際には、上司の指示に基づき、相手方となる会社代表者に対して、譲渡禁止特約の有無を口頭で確認しており、本件で口頭確認を行わない動機もないことから、本件でも同様に、上司からの指示を守って、同月16日、K社長に対して譲渡禁止特約の有無を口頭で確認したことは明らかである。

(イ) また、Jの確認に対してK社長が譲渡禁止特約は付されていない旨を回答した事実も、控訴人が上記のとおり売掛金債権の譲渡を受けることを今後の取引継続の条件と宣

告したこと等から、資金繰りに窮した滞納会社の代表者であるK社長が、控訴人との取引継続を最優先すべく、自身の認識に反して、あるいは、契約上の特約である譲渡禁止特約への無関心や理解不足に基づくあいまいな認識又は誤解に基づいて、Jの質問に対して譲渡禁止特約は付されていない旨の回答を行ったことは、十分あり得、かつ、理にかなったものである。

イ Jの証言の信用性について

原判決は、原審の証人尋問におけるJの証言が信用できないとし、その理由として、①K社長から特約はないとの回答を得た旨のJの証言を前提とすると、K社長があえて虚偽の回答をしたこととなると判断しているが、上記アのとおり、K社長が明確な認識に反して事実と異なる回答を行うだけでなく、譲渡禁止特約への無関心や理解不足に基づくあいまいな認識又は誤解に基づいて漫然と事実と異なる回答を行った可能性も十分ある。したがって、原判決が、K社長が認識と異なる回答を行ったと断定した上で、その後の事実認定を進めるのは、恣意的であり、経験則にも反し、不当である。②原判決は、Jから契約書の提示を求められれば譲渡禁止特約が付されていることは容易に判明するから、K社長があえて虚偽の回答を行うことは不自然な感は否めないとするが、仮に、K社長があえて虚偽の回答をしたことを前提としても、その当時、控訴人との債権譲渡契約の締結及びその後の取引継続の実現を企業存続のための最優先事項としていたK社長が、上記最優先事項の存在に加え、仮に虚偽の回答をした場合でもその後に当然にJから契約書の提示を求められるとは限らず、また、仮に契約書の提示を求められても、契約書が見当たらないなどと述べて提示を拒んだり、拒み切れずに提示した結果、譲渡禁止特約の存在が判明してJから指摘されても、勘違いしたなどとして言い訳をするなど、言い逃れ得る余地が大いにあり、あえて虚偽の回答をすることこそ十分に考えられ、譲渡禁止特約があるとすることで債権譲渡契約の締結とその後の取引継続が実現不可能となりかねない行動を取ることも、譲渡禁止特約がないと回答することの方がはるかにあり得ることは明らかであり、原判決による評価は、大きく経験則に反している。さらに、③原判決は、滞納会社が控訴人に対してC社及びD社に対する売掛債権を譲渡するほかなかったといった事情は認められないと指摘するが、上記のとおり当時の滞納会社の窮状から同社にとって本件譲渡契約1及び2を締結することが必要不可欠であったことに加えて、現に本件供託1及び2当時の滞納会社が、C社に対して約55万円、D社に対して合計約950万円もの売掛債権を有していたことは原判決記載のとおりであるから、客観的にみれば、上記の各譲渡契約の締結当時の滞納会社には、C社及びD社に対する売掛債権を対象の一つとして譲渡するほかになく、K社長も、その当時、これらの債権を譲渡するほかにないと認識していたことは明らかというべきである。また、④原判決は、Jの証言の信用性を否定する理由の一つとして、滞納会社が別件訴訟で第4回口頭弁論期日まで本件譲渡契約1及び2の効力を争っていたことを指摘する点についても、訴訟で否認した態度自体を証拠の信用性の否定根拠に用いている点で、そもそも事実認定の原則に反しているほか、滞納会社による上記否認は、訴訟代理人が就いていたにもかかわらず、最高裁判例に反して行われたもので、撤回を余儀なくされたものにもすぎないのであるから、法律上も事実上も根拠を欠く採用の余地のないものというほかになく、根拠とするのは相当ではない。最後に、⑤原判決は、本件譲渡契約1及び2の締

結前に控訴人が債権を譲り受けた株式会社L（以下「L」という。）及び有限会社R（以下「R」という。）の両事案において債権者不確知を原因として供託が行われた事実から、控訴人が担保として譲り受ける債権に譲渡禁止特約が付されているか否かについて関心を抱いていなかった疑いがあると指摘するが、債権者不確知を原因とする供託は、仮に譲受人が譲渡禁止特約の有無に関心を抱き、その確認が適切にされていた場合でも、第三債務者によって行われ得るものである以上、かかる供託の存在が当時の控訴人における譲渡禁止特約の有無に対する関心の有無や程度を裏付けるものではない。加えて、控訴人は、原判決が指摘するL起業及びRの両案件において、譲受人としての優先性が認められて、破産財団への組入金を除いた供託金全額の回収を実現しているのであるから、むしろ両事案の存在は、本件譲渡契約1及び2を締結した当時の控訴人が、それまでに譲渡禁止特約の有無の確認を適切に続けてきたことを裏付けている。

ウ 原判決が控訴人に本件譲渡禁止特約1及び2の存在を知らなかったことにつき重大な過失があると判断した点について

(ア) 原判決は、預金債権が譲渡債権であった最高裁判決や重過失の定義を明らかにした高等裁判所の判決等における価値判断に沿うことも、新たな規範を定立することもなく、また、単純過失との差異を何ら意識することもなく、漫然と重大な過失までも認定したが、その判断基準及び判断過程は、極めて不明朗であり、不当である。

譲渡禁止特約に関する民法466条2項（平成29年法律第44号による改正前のもの）の適用において重大な過失を悪意と同視する趣旨は、客観的事実から悪意の蓋然性が高い場合に、債務者が、より困難な悪意の主張立証を避け、より容易な重大な過失の主張立証をするということにより、特約の利益を主張することを認めようとするところにあるのであり、本来、重大な過失の認定は、被控訴人のような譲渡人の差押債権者ではなく、債務者の利益実現のためにあるものである。さらに、本来重大な過失の認定には慎重であるべきであり、重大な過失の有無の判断に当たって、譲受人に譲渡禁止特約の有無について調査義務を一律に課すべきではない。

(イ) 本件譲渡契約1及び2を締結した当時、預金債権とは異なり、運送料債権に譲渡禁止特約が付されるのは一般的であったとはいえず、また、商慣習上も社会通念上も、譲受人が債権譲渡契約締結の際に譲渡人に対して対象債権に関する契約書の提示を求める方法で譲渡禁止特約の有無を確認することが一律に求められていた事実もない。Jは、K社長に対して口頭で直接確認を行い、また、K社長の態度やその他一連の経緯にも疑問を抱くべき特段の事情はなかったのであるから、Jの対応に落ち度はなく、更に契約書の提示を求めるなどすべきであったとはいえないし、このような確認結果に基づき本件譲渡契約1及び2を締結した閉鎖会社である控訴人に、本件譲渡禁止特約の存在を知らなかったことについて重大な過失があるとまではいえないことは明らかである。

(ウ) 原判決は、控訴人について、債権譲渡取引につき相当な業務経験及び知識を有するものと認められると認定しながら、他方で、担保として譲り受ける債権に譲渡禁止特約が付されているか否かについて関心を抱いていなかった疑いがあるとも認定しているが、経験及び知識を有することと、無関心であることとは、その性質上、本来相反するものであり、合理的な理由なく両者を認定して重過失を認定する理由の一つとして用いている点で、当時の控訴人に対する原判決の評価自体がそもそもあいまいで不適切である。

(エ) 原判決は、控訴人の取締役である I 支店長と J との対応協議の存在を指摘して、対応協議をした上で滞納会社との間で本件譲渡契約 1 及び 2 を締結するに至ったと認められることを考慮すると、両契約の締結当時、仮に控訴人が本件譲渡禁止特約 1 及び 2 の存在を知らなかったとしても、そのことについて、重大な過失があると認めるのが相当と判示するが、原判決は、I 支店長と J とが行った上記協議の事実に対して、何ら法的又は事実上の評価を加えることないまま重過失の認定に至っており、かかる判示からは、原判決における重過失の認定は、結論ありきのもので不合理にされた誤ったものであるといえる。

## (2) 被控訴人の主張

控訴人の主張は争う。J による控訴人の主張するような口頭での確認の事実認められないし、控訴人の主張は、債権譲渡禁止特約の有無について口頭で確認すれば足りることを前提にしている点でそもそも失当である。

J の証言は、原審での証言の状況に照らせば、信ぴょう性に欠ける。

また、譲渡禁止特約の存在を知らないことについて重大な過失があるかについては、規範的要件であり、その評価根拠事実をどのように評価するかは、具体的事案における個別の判断であり、新たな基準などを定立しなければならないものではない。原判決は、債権譲渡に関する最高裁の判例に基づき、個別具体的な事情の下に、控訴人の重過失を認定したことは明らかであり、原判決の判断基準及び判断過程が不明朗との主張には理由がない。

仮に、控訴人が、何らの監督・指導を行うことなく、漫然と従業員らに本件譲渡契約 1 及び 2 の締結を行わせていたのであれば、そのこと自体、本件譲渡禁止特約 1 及び 2 の存在を知らなかったとしても、知らなかったことにつき悪意と同視し得るほどの重大な過失があったことの評価根拠事実とされるべきである。

また、J の経験を併せ考えると、仮に、運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることが一般的とまではいえず、また、控訴人が閉鎖会社であることを前提としたとしても、かかる事情を本件譲渡禁止特約 1 及び 2 の不知に係る重過失の判断要素とすべきとはいえない。

加えて、控訴人は、K 社長に対して契約書の提示を求めるなどすべき特段の事情はなかった旨主張するが、J による口頭確認の事実が認められないほか、仮に、口頭確認の事実が認められるとしても、譲渡禁止特約の有無について、何ら実質的な調査を行わず、形式的に口頭で確認したにすぎないのであって、このこと自体が重過失の評価根拠事実とされるべきである。すなわち、控訴人は、平成 27 年 10 月 13 日、控訴人の滞納会社に対する債権の担保となる運送料債権の候補を選定するに当たって、滞納会社に対して、譲渡禁止特約が付されていない債権（売掛金）に絞って売上請求書を提示させるとか、少なくとも本件譲渡契約 1 及び 2 を締結する前までに、契約書の提示を求めるべきであり、このような体制を構築することは容易であったといえる。譲渡対象債権の選定の経緯についても、J は、K 社長から売掛先宛ての直近の請求書のコピーを全てもらったと証言し、譲渡対象とする債権を決めるに当たって、一度持ち帰って I 支店長と協議し、その選定基準としては、滞納会社の売掛金の残高と控訴人の滞納会社に対する売掛金とを比較して調べた旨証言していることからすれば、J は、C 社及び D 社を含む複数の売掛先を K 社長から提示された後、I 支店長と協議の上、譲渡禁止特約の有無は全く考慮せず、保全金額の多寡のみ

で譲渡対象債権を決定して債権譲渡契約に係る書面を作成し、対象とした債権を漫然と譲り受けたものと認められ、譲渡禁止特約の有無については、何ら実質的な調査をしていない。加えて、控訴人は、L及びRの両案件に関し、それぞれ供託金を受領できた旨を主張するが、もとより控訴人の譲受人としての優先性が明らかであれば第三債務者から供託されることはないと考えられるほか、これをおくとしても、控訴人の優先性いかんは不明であり、仮にL及びRの事案において控訴人の優先性が認められたものであるとしても、譲渡禁止特約の有無の確認を適切に続けてきたことを裏付けているものとは認め難く、控訴人の主張が、控訴人の悪意・重過失の判断を左右するものではない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、当審における審判の対象である控訴人の本訴の各請求については、原審の認容した限度で理由があるが、その余はいずれも理由がなく、同じく被控訴人の反訴の各請求については、いずれも理由があるものと判断する。その理由は、当審における当事者らの主な補充主張も踏まえて、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、原判決別紙供託金目録3記載の供託金に関する部分は、事情として引用するものである。）
  - (1) 原判決13頁9行目の「運送会社と間」を「運送会社との間」に改める。
  - (2) 原判決13頁10行目の「取引先である」から同頁12行目の「5月2日に、」までを「いずれも取引先の運送会社である株式会社Tとの間で平成23年3月10日に（乙38）、株式会社Uとの間で同年5月6日に（乙39）、V株式会社との間で平成24年12月18日に（乙40）、有限会社Wとの間で平成25年5月2日に（乙41）、それぞれ」に、同頁15行目から同頁16行目までの「株式会社L（債務者。以下「L」という。）から、」を「Lから、平成25年10月31日、」にそれぞれ改め、同頁26行目「相当額を」の次に「横浜地方法務局川崎支局に」を加え、同14頁2行目の「有限会社R（債務者。以下「R」という。）との間で、」を「Rとの間で」に改める。
  - (3) 原判決14頁13行目の「9月」を「10月」に改め、同頁14行目の「（なお、原告の取締役でもある。）」を削り、同頁15行目の末尾の次に「Jは、主に営業管理全般を担うほか、債権管理にも一部携わっており、同月に本件譲渡契約1及び2を締結するより前から、取引先との間で債権譲渡契約を締結する際の交渉を担当することがあった（証人J）。また、前記（2）イに関し、Lが平成26年1月6日の債権譲渡通知を行った後に控訴人が譲渡に係る各債権の債務者に送付した「書類送付とご通知」と題する文書ではJが担当者の一人とされていた（乙57の1、乙58の1）。」を加え、同頁22行目の「13日頃、担当従業員1名と」を「13日、Sと」に、同15頁5行目の「売掛金請求書の各写し」を「全ての取引先に対する売掛金の請求書の写し」に、同頁7行目の「I」を「I支店長」に、同頁8行目の「16日頃、担当従業員1名と」を「16日、Sと」にそれぞれ改める。
  - (4) 原判決15頁17行目の「本件債権譲渡1及び2を実施し」を、「本件譲渡契約1及び2の各債権譲渡証（甲4の2、甲6の2）及び債権譲渡通知書（甲4の3、甲6の3）の日付欄及び金額欄の白地を補充し」にそれぞれ改める。
  - (5) 原判決16頁1行目の「記載がある。」を「記載があり、控訴人は、当審において、Jの供述を裏付けるものとして、平成28年4月から滞納会社の担当をしていた控訴人の従業員であるa（以下「a」という。）が平成29年6月28日に作成した報告書（甲23）を提

出した。」に、同頁2行目の冒頭から同17頁14行目の末尾までを次のとおりそれぞれ改める。

「(2) ア この点に関し、前記1の認定事実等(2)のように、控訴人は、これまで、自己の債権を保全するため、複数の取引先である運送会社から債権を譲り受けたことがあるところ、特に、同イのように、本件譲渡契約1及び2を締結する前の平成25年11月にLとの間で締結した運送料債権の譲渡の契約に基づき平成26年1月に譲渡に係る各債権の債務者に対して通知がされた際に、少なくともMを含む合計4社を債務者とする運送料債権には譲渡禁止特約が付されていたことから、同月から同年2月にかけてこれらの債務者により債権者不確知を原因として運送料債権相当額の供託がされたことがあったのであって、控訴人としては、本件譲渡契約1及び2の締結前に、少なくとも、運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることがあり、その場合には譲渡の契約の締結の際の上記の特約の存否についての認識や調査の在り方のいかん等により債権の譲渡が無効となり得ることを認識していたものと推認され、このことについて、上記の各事案におけるその後の回収の状況のいかん等により左右されるものとは考え難い。

そして、Jは、前記1の認定事実等(3)アのとおり、控訴人の関東支店の営業次長として、債権管理の一部を担当しており、取引先との間で債権の譲渡の契約を締結する際の交渉を担当することがあり、上記のLから譲り受けた債権に関しては、平成26年1月頃には、上記の債権の債務者からの回収の業務を担当していたものであって、上記のような事情をその経験を通じて認識していたものと推認するのが相当である。

イ ところで、前記1の認定事実等(3)ウ及びエによれば、Jは、平成27年10月16日にK社長と面談する前に、かねてK社長から受領していた複数の売掛金請求書の写しをI支店長と検討し、譲り受けるべき債権を債務者がC社及びD社である運送料債権と選定し、このことに基づく契約書の案を作成した上で、滞納会社に赴いたことが認められる。

Jは、原審の証人尋問において、上記の日にK社長と面談した際に譲り受けようとする各債権につき譲渡禁止特約の有無を確認した旨証言するが、そのような確認をしたことを的確に裏付ける証拠は他にはなく、実際には、上記の各債権には譲渡禁止特約が付されていたものである。そして、一件記録を参照しても、K社長において、Jに対し、上記の事実と異なる内容の説明をしたことを的確に裏付けるような証拠等は見当たらない。

控訴人は、Jの証言を裏付ける証拠としてaの報告書(甲23)を提出するが、その内容から明らかなように、aは本件譲渡契約1及び2が締結された当時の担当者ではないこと、報告書が作成されたのは平成29年6月28日であり、東京国税局長による控訴人に対する本件譲渡契約1及び2に関する照会がされた後であること(前記第2の1(7)イ)に鑑みれば、その信用性には疑問が残り、これを直ちに採用することはできない。

以上からすると、K社長に対して本件譲渡契約1及び2に係る各債権につき譲



渡禁止特約の有無を確認したとする J の証言は直ちには採用することができず、J は K 社長に対して上記の点につき口頭で確認することを含め適切な確認をすることを怠ったものと認めるのが相当であり、控訴人の当審におけるその余の補充主張を踏まえて一件記録を参照しても、上記の認定判断は左右されるものではない。」

(6) 原判決 17 頁 17 行目の「前記 1 (1)、(2) の」を「前記 2 のとおり、」に、同頁 20 行目の「有するもの」を「有し、債権の譲渡の契約を締結するに当たり、運送料債権に譲渡禁止特約が付されていることがあり、その場合に譲渡の契約の締結の際の上記の特約の存否についての認識や調査の在り方のいかん等により、譲渡の契約が無効となり得ることを認識していた」にそれぞれ改め、同行目の末尾の次に「このような控訴人の知識や経験等に関する事情に照らすと、控訴人が滞納会社から運送料債権を譲り受けるに当たって譲渡禁止特約の有無につき適切な確認を行わなければ、そのことについて少なくとも重大な過失があったと認めるのが相当である。」を加え、同頁 23 行目の「本件運送契約」から同頁 24 行目の「争いがない。) 上、」までを削り、同頁 25 行目の「口頭で」から同行目の末尾までを「適切な確認をすることを怠ったものである。」に、同頁 26 行目の冒頭から同 18 頁 7 行目の「考慮すると、」までを「そうすると、」にそれぞれ改める。

(7) 原判決 18 頁 10 行目の「(3)」を「(2)」に改め、同行目の「前記第 2 の 1 (4)」の次に「及び前記 1 (4)」を、同頁 15 行目の「5 月 16 日、」の次に「本件譲渡契約 1 及び 2 の各債権譲渡証及び債権譲渡通知書の日付欄及び金額欄の白地を補充し、」を加え、同頁 19 行目から同頁 20 行目までの「譲り受けた (本件債権譲渡 1 及び 2)」を「譲り受けるものとして、C 社及び D 社に対して本件通知 1 及び 2 をそれぞれしたものである。」に、同頁 21 行目の「本件債権譲渡 1 の対象」を「本件譲渡契約 1 によって譲り受けた債権」に、同頁 22 行目の「本件債権譲渡 2 の対象」を「本件譲渡契約 2 によって譲り受けた債権」に、同頁 23 行目の「本件債権譲渡 1」を「本件譲渡契約 1」に、同頁 24 行目の「本件債権譲渡 2」を「本件譲渡契約 2」に、同頁 26 行目の「前記 (2)」を「前記 (1)」にそれぞれ改め、同 19 頁 11 行目の「還付請求権」の次に「に係る取立権」を加え、同頁 12 行目の冒頭から同頁 13 行目の末尾までを削る。

## 2 結論

以上に認定判断をしたところは、控訴人の当審におけるその余の補充主張によって左右されるものではない。

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 15 民事部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 関根 規夫

裁判官 横地 由美